令和5年

上尾市教育委員会12月定例会 議案資料

目 次

議案第46号	資料·······	1
議案第47号	資料 ····································	0

議案第46号 資料

凡例 「〇〇〇」を加える場合・・・〇〇〇 \rightarrow 太字&網掛け 「 $\triangle\triangle\triangle$ 」を削る場合・・・ $\triangle\triangleA$ \rightarrow 取消線&斜体字 ただし、改正する条等の部分のみ表記

●上尾市立小・中学校職員服務規程

(昭和32年10月8日教育委員会規則第4号)

【改正要旨】

- 1、県費負担教職員に係る高齢者部分休業の承認等に関する規定を整備し、及び様式等を追加するもの。(第17条の10、第17条の11、第7号様式の13、第7号様式の14関連)
- 2、その他規定の整理をするもの。

(高齢者部分休業の承認申請)

- 第17条の10 職員は、地方公務員法第26条の3第1項の規定により高齢者部分休業の 承認の申請をしようとするときは、教育長が別に定める日までに、高齢者部分休業 承認申請書(第7号様式の13)を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、高齢者部分休業の承認の申請をした職員に対し、当該申請の内容を確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(高齢者部分休業の変更承認等申請)

- 第17条の11 高齢者部分休業をしている職員は、現に承認を受けている高齢者部分休業の一部を変更し、又は取消しをしようとするときは、高齢者部分休業変更承認等申請書(第7号様式の14)を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 前条第2項の規定は、前項に規定する申請について準用する。

(自己啓発等休業の承認申請)

- 第17条の10第17条の12 職員は、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成23年埼玉県条例第10号。以下この条及び次条において「自己啓発等休業条例」という。)第2条の規定により自己啓発等休業の承認の申請をしようとするときは原則として当該自己啓発等休業をしようとする期間の始まる日の1月前までに、自己啓発等休業条例第7条第1項の規定により自己啓発等休業の期間の延長の申請をしようとするときは原則として現に承認を受けている自己啓発等休業の期間の満了する日の1月前までに、自己啓発等休業承認申請書(第7号様式の13第7号様式の15)を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、自己啓発等休業の承認の申請をした職員に対し、当該申請の内容

を確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(自己啓発等休業状況報告書)

- 第17条の11**第17条の13** 職員は、自己啓発等休業条例第9条第1項の規定により大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について報告しようとするときは、自己啓発等休業状況報告書(第7号様式の14**第7号様式の16**)を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 前条第2項の規定は、前項に規定する報告について準用する。(配偶者同行休業の承認申請)
- 第17条の12第17条の14 職員は、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年埼玉県条例第37号。以下この条及び次条において「配偶者同行休業条例」という。)第2条の規定により配偶者同行休業の承認の申請をしようとするときは原則として当該配偶者同行休業をしようとする期間の始まる日の1月前までに、配偶者同行休業条例第6条第1項の規定により配偶者同行休業の期間の延長の申請をしようとするときは原則として現に承認を受けている配偶者同行休業の期間の満了する日の1月前までに、配偶者同行休業承認申請書(第7号様式の15第7号様式の17)を教育委員会に提出しなければならない。

(配偶者同行休業状況報告書)

第17条の13**第17条の15** 職員は、配偶者同行休業条例第8条第1項の規定により配偶者同行休業に係る状況について報告しようとするときは、配偶者同行休業状況報告書(第7号様式の16**第7号様式の18**)を教育委員会に提出しなければならない。

(表)

		高齢	者部分	分休業	承認請	求書		年	月	日
上尾市教育委員会	様				校	夕		·		
					職					
次のとおり高齢者部	分休業の承認	恩を請求	こしま	す。	氏	名		 		
1 申請期間	年	月	日	から		年	月 (定年退	まで		
2 休業時間 (1週間当たり)	(内訳	時間)	
3 申請理由										
(注) 1 「2 休業時 2 高齢者部分休	間(1週間当業の承認の取									-

受	理			高齢者部分休業の承認の 請求を取り消す時間							
決		月	日	午	前	午	後	時間数	備考		
		•		時 時	分から 分まで	時 時	分から 分まで	時間 分			
				時 時	分から 分まで	時 時	分から 分まで	時間 分			
		•		時 時	分から 分まで	時 時	分から 分まで	時間 分			
		•		時 時	分から 分まで	時 時	分から 分まで	時間 分			
		•		時 時	分から 分まで	時 時	分から 分まで	時間 分			
		•		時 時	分から 分まで	時 時	分から 分まで	時間 分			
		•		時 時	分から 分まで	時 時	分から 分まで	時間 分			
		•		時 時	分から 分まで	時 時	分から 分まで	時間 分			
		•		時 時	分から 分まで	時 時	分から 分まで	時間 分			
		•		時 時	分から 分まで	時 時	分から 分まで	時間 分			
		•		時 時	分から 分まで	時 時	分から 分まで	時間 分			
		•		時 時	分から 分まで	時 時	分から 分まで	時間 分			
		•		時 時	分から 分まで	時 時	分から 分まで	時間 分			
		•		時 時	分から 分まで	時 時	分から 分まで	時間 分			

⁽注) 受理欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

		5齢者部2	分休	業変更	承認等的	申請書			年	月	日
上尾市教育委員会		8を請求	しま	す。	校 職 氏	名					· -
1 変更・取消しの理由											
2 変更後の期間	年	月	日	から		年	月	日	まで		
3 変更後の 休業時間 (1週間当たり)	(内訳	時間)	
(注)「3 変更後の休 を併記すること。	大業時間(1週	間当た	り)」	欄は、	変更の	承認を申	ま請し。	ようと	する休	業時間	の内訴

第*7号様式の13(第17条の10関係)*第7号様式の15(第17条の12関係)

自己啓発等休業承認申請書																
埼玉県教育委員	会	様									年	月	日			
								学村		氏	職。		3			
次のとおり自己	啓発	等休美	薬の 薬の 期間	の延	認 長	を申請	il	ます	0							
1 申請の区分			発等休業 延長(2及													
	大学	大台	学等の名	称												
	大学等課程の履修	大学	生等の所存	E地												
		課程	是(修業年	限)								(年)			
		履	修の期	間		4	年	月	日か	Ġ	年	月	日まで			
2 自己啓発等 休業の内容	国	活	動組	織												
	際	活重	协国・地	域												
	貢献				活	動内	容									
	活	活動	国内訓	練		4	丰	月	日か	Ġ	年	月	日まで			
	動	期間	活動国泡	帯在		4	年	月	日か	6	年	月	日まで			
3 申請期間				年	月	日7	から	5		年	月	ŀ	まで			
4 延長の期間			ć	年	月	日7	から	5	,	年	月	F	∃まで			
既に自己啓発 等休業をして いる期間			ś	年	月	日7	から			年	月	ŀ	3まで			
5 備 考																

- (注) 1 この申請書には、次の事項を記載した書類を添付すること。
 - ア 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間
 - イ アの内容に関する照会先
 - 2 「履修の期間」欄には、大学等課程の履修をしようとする期間を記入すること。
 - 3 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入すること。
 - 4 「国内訓練」欄には、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為 に参加する期間を記入すること。
 - 5 「5 備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓 発等休業の内容(大学等課程の履修又は国際貢献活動の別、休業期間)、自己啓発 等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請す る理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を 記入すること。
 - 6 該当する□には、レ印を記入すること。

第7号様式の14(第17条の11関係)**第7号様式の16**(第17条の13関係)

	自己啓発等休業状況報告書			
	埼玉県教育委員会 様	年	月	日
	学校名 氏	職名	名 名	
	次のとおり自己啓発等休業に係る状況について変更が生じたので報	告しま	す。	
1	事由 □ 大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた。 □ 在学している教育施設の課程を休学し、停学にされ、若しくはでいる又は参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていな □ 大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている。		美を欠席	して
2				
	年 月 日 (大学等課程の休学及び停学の場合は、その終期: 年 月	1	ヨまで)	
3	理由			
	ととなりよりには、これとうコートファート			

(注)該当する□にはレ印を記入すること。

第*7号様式の15(第17条の12関係)*第7号様式の17(第17条の14関係)

		配化	男者同]行休	業承認申請	書							
						白	E.	月	日				
	埼玉県教育委員会	様											
	利工水板自安貝云	135			学校名								
					平仅石 職 名								
					氏 名								
	次のとおり配偶者同行休業の ^承 認 を申請します。												
	MAN C 40) HE HATE IN	11 11.	* · · į	期間の	延長 一川	, , ,	, ,						
			#1 /m :	tr. 131.43	14. 24. / 0	0. 77. 71	2 4 1-	⇒n n \					
1	申請の区分				休業(2、								
			期間(の延長	(2、3及	びちに	記入	.)					
	п. д												
2	氏 名												
	職業												
申	1版 未												
請	申請時の所属先の名称												
	(所在地)	()				
に													
係	外 国 滞 在 事 由												
る	外国滞在中の所属先の名称												
配		(,)				
偶	(所在地)	<u> </u>											
者	外国滞在事由の		年	月	日から	年	月	日まで	C.				
	継続する期間												
	職員及び配偶者の												
3	外国滞在中の住所 (居所)												
	外国部仕中の任所 (店所)												
4	申 請 期 間		年	月	日から	年	月	日まで	Ci.				
	延長の期間		年	月	日から	年	月	日まで	C.				
5													
-	既に配偶者同行休業		年	月	日から	年	月	日まて	C.				
6	備考												
Nr. V	and the state of t	AL DISTRIBU	de de la s		We do the HILL 15 wh the -c-	h as also sixt a	26.11.1	w - 1					

- 1 この申請書には、配偶者の外国滞在事由及び外国滞在期間が確認できる書類を総付すること。 2 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入 し、申請期間の初日の前日までに外国潛在中の住所 (居所) を定め、届け出ること。 3 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者
 - の外国滞在事由、休業期間〉配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の 延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入するこ と。 4 該当するoにはレ印を記入すること。

第*7号様式の16(第17条の13関係)***第7号様式の18**(第17条の15関係)

配偶者同行休業状況報告書
年 月 日
埼玉県教育委員会 様
学校名
職名
氏 名
次のとおり配偶者同行休業に係る状況について報告します。
1 事由
□ 配偶者が死亡した。
□ 配偶者が職員の配偶者でなくなった。
□ 配偶者と生活を共にしなくなった。
□ 配偶者が外国に滞在しないこととなった。
□ 配偶者が外国に滞在する事由が、職員の配偶者同行休業に関する条例第4 条に規定する配偶者同行休業の事由に該当しないこととなった。
□ 配偶者の氏名及び職業に変更があった。
(変更後の氏名:)
(変更後の職業:
□ 配偶者が外国に滞在する事由に変更があった。
変更後の滞在事由: □ 外国での勤務
□ 事業の経営その他の個人の業としての活動
□ 大学等での修学
変更後の所属先名称:
変更後の所属先所在地:
□ 配偶者が外国に滞在することが見込まれる期間に変更があった。
(変更後の期間: 年 月 日 ~ 年 月 日)
□職員及び配偶者の外国における住所又は居所に変更があった。
(変更後の住所又は居所:)
2 報告の事由が発生した日
年 月 日

(注) 該当する□にはレ印を記入すること。

議案第47号 資料

凡例 「○○○」を加える場合・・・○○○ →太字&網掛け 「△△△」を削る場合・・・△△△ →取消線&斜体字 ただし、改正する条等の部分のみ表記

●上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程

(平成22年教育委員会訓令第1号)

【改正要旨】

県費負担教職員に係る高齢者部分休業の承認等について、学校教育部長の専決事項 として定めるもの。

別表第2 (第10条—第12条関係)

個別決裁事項 • 専決事項

学校教育部学務課

	事項	事務	教育委員会	教育長	部長	課長
			決裁	専決	専決	専決
2	教育委員会及	(1)~(3)の3 略				
	び学校その他	(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律に			\circ	
	の教育機関の	より県費負担教職員の部分休業を承認し、又				
	職員の任免そ	は当該承認を取り消すこと。				
	の他の人事に	(4)の2 職員の高齢者部分休業に関する条例			0	
	関する事項	(令和4年埼玉県条例第30号)により県費負				
		担教職員の高齢者部分休業を承認し、又は当				
		該承認を変更し、若しくは取り消すこと。				
		(5)、(6) 略				